

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和49年10月から50年3月まで  
③ 昭和63年1月から同年5月まで  
④ 昭和63年7月  
⑤ 昭和63年9月及び同年10月  
⑥ 昭和63年12月から平成5年3月まで  
⑦ 平成5年5月から8年1月まで

昭和43年に国民健康保険の加入手続を区役所で行った際、国民年金にも加入した。申立期間の保険料は、毎月、欠かさず納付していたので、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は6か月と短期間であるとともに、申立人は昭和43年9月以降、申立期間①及び②を除き、62年12月まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立期間当時、保険料を継続して納付しようとする意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらず、上記の納付継続意識を踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、申立期間に係る特殊台帳の昭和49年度の摘要欄に納付申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有り、昭和48年10月から49年9月までの期間の保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付書により納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、③、④、⑤、⑥及び⑦については、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、未納とされており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の国民年金は、亡くなった両親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和37年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際に未納保険料が有る場合、過年度保険料についても納付書を作成して納付勧奨することが通例であり、昭和37年度の保険料が過年度納付されていることを踏まえると、申立期間の保険料についても過年度納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年6月まで

私が20歳になった際、亡くなった母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。国民年金手帳には、申立期間の検認印が有り、申立期間の納付記録が無いことには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和46年4月22日から47年6月29日にかけて現年度納付された申立期間の国民年金保険料は、46年2月26日に強制加入被保険者資格を喪失したことを還付理由として、51年2月26日付けで還付決定され、同年3月12日に還付されていることが還付整理簿及び特殊台帳により確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和46年2月から47年2月までについて、申立人の婚姻日は、同年3月\*日であることが、申立人の戸籍により確認でき、婚姻日までは、強制加入被保険者期間であることから、当該期間に係る国民年金保険料の還付処理は、行政側の婚姻日を誤認したことに基づき行われたものと考えられる。

また、昭和47年3月から同年6月までについては、申立人所持の国民年金手帳により、同年3月分を同年3月30日に納付していることが確認できることから、国民年金法（旧法）附則第6条の2に基づき、申立人は引き続き被保険者とみなされることから、行政側の事務処理に不備があったも

のと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に、資格喪失日に係る記録を50年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年4月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から48年6月までは5万6,000円、同年7月から49年6月までは7万2,000円、同年7月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から50年6月までは11万円、同年7月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から50年8月10日まで  
② 昭和51年3月1日から平成11年9月まで

申立期間①については、A有限会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となるよう、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、B株式会社に勤務していたが、給与から控除されていた厚生年金保険料より、標準報酬月額が低く記録されているので、正しい標準報酬月額となるよう、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A有限会社の事業主の回答書及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認

められる。

また、上記事業主は、「当時は従業員全員が正社員であり、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚について、ほぼ全員に厚生年金保険被保険者としての記録が存在することから、申立人は申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、上記の事業主から、「申立人は昭和 40 年代の後半に 4 年ほど在職していた。」との供述が有り、この供述は生前に申立人が作成した履歴書の記載内容とも一致している上、A 有限会社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 47 年 4 月 15 日である同僚から、「申立人は私より少し前から、勤務していた。」との供述があることから、申立人の同社における資格取得日は、同年 4 月 1 日とし、資格喪失日は、雇用保険の記録から 50 年 8 月 10 日とすることが妥当である。

また、申立人に係る標準報酬月額については、申立人と同年代の同種同業（運転手）であった同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 47 年 4 月から同年 7 月までは 4 万 5,000 円、同年 8 月から 48 年 6 月までは 5 万 6,000 円、同年 7 月から 49 年 6 月までは 7 万 2,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 50 年 6 月までは 11 万円、同年 7 月は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 4 月から 50 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②については、B 株式会社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していない。」と回答しており、同社から提出のあった申立人の「平成 11 年分給与所得の源泉徴収票」、「雇用保険被保険者離職証明書」、「納入告知書・領収書（平成 11 年 8 月分）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」からは、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高い保険料が給与から控除されていたことを確認



することはできない。

また、当時の同僚が提出した給与明細書及び源泉徴収票等から確認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額と一致しており、当該同僚に照会したが、当時の厚生年金保険料の控除額について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は18万円、申立期間②は17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間③における標準賞与額に係る記録を20万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日  
② 平成19年7月20日  
③ 平成19年12月27日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、厚生年金保険の給付には反映されないため、年金記録を訂正してほしい。また、申立期間③について、

支給された賞与額とオンライン記録に差異があるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持する給与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、株式会社Aにおいて、申立期間①は18万円、申立期間②は17万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間③については、申立人が所持している給与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、株式会社Aにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③の標準賞与額については、上記給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、20万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額を届け出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は40万6,000円、申立期間③は36万円、申立期間④は28万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を申立期間②は29万5,000円、申立期間⑤は26万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月21日  
② 平成18年8月9日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年7月20日  
⑤ 平成19年12月27日

申立期間①、③及び④について、賞与が支給され、厚生年金保険料が

控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、厚生年金保険の給付には反映されないので、年金記録を訂正してほしい。また、申立期間②及び⑤について、支給された賞与額とオンライン記録に差異があるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、申立人が所持する給与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、株式会社Aにおいて、申立期間①は40万6,000円、申立期間③は36万円、申立期間④は28万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②及び⑤については、申立人が所持している給与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、株式会社Aにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑤の標準賞与額については、上記給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、申立期間②は29万5,000円、申立期間⑤は26万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額を届け出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は70万円、申立期間③は34万5,000円、申立期間④は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を申立期間②は34万5,000円、申立期間⑤は55万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月21日  
② 平成18年8月9日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年7月20日  
⑤ 平成19年12月27日

申立期間①、③及び④について、賞与が支給され、厚生年金保険料が

控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、厚生年金保険の給付には反映されないので、年金記録を訂正してほしい。また、申立期間②及び⑤について、支給された賞与額とオンライン記録に差異があるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、申立人が所持する給与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、株式会社Aにおいて、申立期間①は70万円、申立期間③は34万5,000円、申立期間④は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②及び⑤については、申立人が所持している給与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、株式会社Aにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑤の標準賞与額については、上記給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、申立期間②は34万5,000円、申立期間⑤は55万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額を届け出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年7月10日及び19年7月25日について、それぞれ150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日  
② 平成19年7月25日

株式会社A勤務期間のうち、平成17年7月10日賞与及び19年7月25日賞与については、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届が提出されていなかったため、年金記録に反映されていない。控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間の標準賞与額について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書から、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。



また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与支払明細書で確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年8月1日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日は同年11月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年8月1日から同年11月15日まで

私は、昭和27年8月1日から30年1月21日まで、A株式会社に継続して勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社B工場に勤務した上記申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、昭和27年8月1日に被保険者資格を取得したことが認められる。

しかし、被保険者名簿には資格喪失日が記載されていないため、A株式会社に対し照会を行ったが、申立期間当時の関連資料は保管されていないことから、同社B工場に係る申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

一方、昭和27年8月1日にA株式会社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む7人の従業員について、被保険者名簿の「資格喪失年月日」が空欄となっているが、上記7人のうち申立人を含む

6人が、同年10月から11月にかけて、同社C工場において資格を取得していることが確認できる。

また、上記7人のうち、申立人が記憶している同僚の1人は、オンライン記録において、昭和27年11月26日にA株式会社C工場において資格を取得しているところ、当該同僚は、「私は、D市の職業安定所の紹介で、A株式会社B工場に集団就職し、昭和27年の10月ごろ集団就職した者全員でC工場に移った。」と供述しており、同社B工場に集団就職し、その後同社C工場に異動したとしている申立人の供述と一致している。

さらに、申立人を含む7人の氏名が記載されているA株式会社B工場に係る被保険者名簿において、上記7人の氏名は他の被保険者とは空欄を隔てて別に記載されており、そのうちの申立人を含む5人については他の被保険者と重複した健康保険整理番号（\*番から\*番）が付番されている。

このため、上記事実について日本年金機構E事務センターに対し見解を求めたところ、「昭和27年9月25日付け資格取得者を被保険者名簿に記載した後に、申立人等の資格取得についての記載漏れが判明し、追加記載したが、その際に、健康保険の番号を重複させてしまったものと思われる。資格喪失届については、提出漏れか記載漏れか不明である。」と回答している。

以上のことから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年8月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係るA株式会社B工場における資格喪失日は、同社C工場の資格取得日と同日の同年11月15日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を31万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和58年生

住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額(31万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

区役所の集金人が自宅に集金に来ていたので、昭和44年ごろ、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親又は妻が納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の母親又は妻が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和52年2月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から51年12月までの国民年金保険料を52年10月27日に過年度納付していることが領収済通知書により確認でき、この納付時点では、申立期間は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の母親、妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私は学生であったので、亡くなった母親が昭和 63 年 8 月ごろ、A 県 B 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間のすべての期間ではないが、弟の保険料も一緒に納付していたと思う。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 8 月ごろ、申立人の母親が B 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が新たに第 3 号被保険者資格を取得したことに伴う処理が平成 8 年 11 月 28 日に行われていることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立人が所持する年金手帳においても「初めて被保険者となった日」は「平成 8 年 10 月 5 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、20 歳以上の学生が国民年金に強制加入となったのは平成 3 年 4 月 1 日からである。

また、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 6 月に C 県 D 市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できる



ことから、このころ申立人の弟は国民年金に加入したものと推認され、申立人の弟の国民年金被保険者資格取得日は同年4月1日とされており、申立人の弟が20歳となった2年\*月から3年3月までは、国民年金に未加入の期間であることから、申立人の母親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年3月まで  
私が20歳になった昭和50年\*月ごろ、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年\*月ごろに、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人は登載されておらず、同市では申立期間において申立人を被保険者として管理していなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から6年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から6年3月まで

20歳になったので国民年金に加入したが、学生のため、免除申請手続きを行い申立期間の免除を受けた。卒業後、仕事をしながら追納の申込みを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、郵便局で追納した。申立期間が免除のままとなっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生のため、申請免除していた申立期間の国民年金保険料について、卒業後、追納の申込みを行い、郵便局で追納したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を追納するためには、社会保険事務所（当時）に追納申込みを行って納付書の交付を受けることが必要であるが、オンライン記録に追納申込みが行われた形跡が見当たらない上、追納する場合の納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、すべての保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間直後の平成6年4月から8年2月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から49年3月まで

姉が昭和41年ごろに私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は生活費と一緒に姉に渡し、A区の姉宅に来ていた集金人に納付してもらっていた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに申立人の姉が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の姉に渡し、集金人に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月にB区で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年3月5日であることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の姉又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申

立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 3 年 3 月まで  
当時、学生は強制加入ではなかったが、負傷等によって無年金になってはいけないということで、母親が昭和 61 年 6 月か同年 7 月ごろ、A 町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、戸籍の名前は「B (漢字)」であったが、平成 2 年に現在の「C (漢字)」に変更している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 6 月か同年 7 月ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は「平成 3 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できる上、A 町の国民年金被保険者名簿からも、平成 3 年 4 月 1 日に第 1 号 (強制) 被保険者資格を新規に取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考え

られる。

なお、国民年金被保険者の記録は、当時、氏名の読みで払い出された国民年金手帳記号番号で管理されている。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 京都国民年金 事案 2060

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで  
20歳になれば国民年金に加入するようA区役所の職員に言われ、亡くなった母親が昭和45年ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、集金人に納付し、領収書を受け取っていたことを覚えている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳は50年12月6日に発行されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付した際、領収書を受け取っていたことを覚えていると主張しているが、申立期間当時、B市における保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙をはっ

て検認印を押す印紙検認方式であることが確認できる。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月から16年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年8月から16年11月まで  
前職を離職したため、平成15年8月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書で納付した。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年8月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により納付したと主張している。

しかしながら、申立人には平成15年9月22日に納付書が作成されたことがオンライン記録により確認できるものの、納付記録は確認できない上、その納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間に係るすべての納付記録が漏れるとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2169 (事案 394 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 11 月 1 日から 22 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 24 年 6 月 21 日から同年 6 月 30 日まで

私は、昭和 21 年 11 月 1 日から 24 年 6 月 30 日までの期間において、A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 工場で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が昭和 22 年 1 月 6 日から 24 年 6 月 21 日までとなっているので、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、B 株式会社は申立期間当時の資料を保管しておらず、同社 C 工場で勤務していたことが確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立人のことを記憶している元同僚の氏名を挙げており、当該元同僚に対し照会を行ったところ、入社時に、申立人が上司として勤務していたことを記憶していたものの、当該同僚は、申立期間①においては、A 株式会社に入社しておらず、申立人の具体的な勤務期間について確認することはできなかった。

また、A 株式会社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が確認できた複数の元同僚に対し、照会を行ったところ、申立人のことを記憶している元同僚はいたものの、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人が今回新たに申立てている申立期間②について、B株式会社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務期間について確認することはできない。

また、複数の元同僚に対して照会を行ったものの、申立人の退職日について、具体的に記憶している者はおらず、申立人の勤務期間について確認することはできなかった。

さらに、「B株式会社 80 年史」によると、昭和 24 年 6 月末に、本社及び各工場の従業員を対象として、450 人について人員整理を実施した旨の記載があるところ、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 6 月に被保険者資格を喪失した者は、申立人を含め 26 人おり、そのうち申立人を含む 22 人が同年 6 月 21 日に同資格を喪失していることが確認でき、同年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失している者はいないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月25日から30年10月ごろまで  
② 昭和37年5月21日から39年2月ごろまで  
昭和26年10月から30年10月まで株式会社A（現在は、B株式会社）に、36年10月から39年2月までC株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、そのうち28年5月25日から30年10月ごろまでと37年5月21日から39年2月ごろまでの期間の年金記録が無いことが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aの当時の事業主は既に死亡しており、後継事業所であるB株式会社の人事総務担当者は、当時の資料を保管しておらず不明である旨の供述をしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①当時、株式会社Aに勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和28年5月25日と記載されており、備考欄に健康保険証を返納したことを示す「証返納」の記録が確認できる。

申立期間②について、C株式会社は、申立期間当時の賃金台帳等資料は保存年限を経過し残っていないため不明である旨の回答をしており、申立

人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C株式会社が保管する申立人に係る社会保険記録台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失日は昭和37年5月21日と記載されており、被保険者資格喪失の届出の際に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時、C株式会社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は昭和37年5月26日にD市内に転入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日まで  
② 昭和 61 年 9 月 1 日から平成 2 年 5 月 1 日  
まで  
③ 平成 3 年 8 月 1 日から 6 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①については株式会社Aに、申立期間②については有限会社Bに、申立期間③については有限会社Cに勤務していたが、ねんきん特別便の加入記録では申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の事業主の供述から、期間の特定はできないが、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、株式会社Aは、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、上記事業主は、「従業員を雇用する際、当該事業所は、社会保険には加入しないので、各自で国民健康保険に加入する旨の説明をした。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②については、申立期間当時の事業主及び複数の元同僚の供述



から、申立期間において、申立人が有限会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、有限会社Bは、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用は、平成2年5月1日からであり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。また、元同僚は、「私は当該事業所に平成元年7月から勤務を始めたが、厚生年金保険料が給料から控除されたのは2年5月からである。同年4月の給与支払明細書に厚生年金保険料の控除額の記載は無い。同年5月ごろ、社長に今月から厚生年金保険の適用事業所になったので、加入する希望を聞かれたことを記憶している。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間当時、通院していた病院に照会したところ、「申立人が、有限会社Bに勤務していた昭和63年2月15日に来院した際に使用したのは、D国民健康保険組合の健康保険被保険者証であった。」と回答しており、申立期間においてD国民健康保険組合の被保険者であったことがうかがえる。

申立期間③については、事業主の妻の供述から、申立期間において申立人が有限会社Cに勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持している「平成5年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、事業主が保管している「平成5年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」に記載されている社会保険料控除額「申告による控除額」（申立人自身が納付していた社会保険料（国民年金、国民健康保険等））と一致しており、同年において、当該事業所は申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

また、有限会社Cは、平成6年1月6日に法人登記し、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用は、同年2月1日からであり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、D国民健康保険組合に加入状況を照会したところ、「申立人の資格取得日は平成3年6月1日、資格喪失日は6年2月1日である。」と回答しており、申立人は申立期間において同組合の被保険者であったことから政府管掌健康保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 13 日から 58 年 5 月 1 日まで  
昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで A 株式会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、55 年 4 月 1 日から同年 4 月 13 日の 1 か月となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚及び役員の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は既に解散し、当時の事業主も亡くなっている上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当時、A 株式会社の役員であった二人は、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、中には実収入を考慮し加入しない者もいた。」と供述していることから、同社においては、必ずしもすべての正社員について厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日は、昭和 55 年 4 月 13 日であり、同月に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から29年10月1日まで  
申立期間について、A県立B高校（定時制）に通学しながらC株式会社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のC株式会社における業務内容の詳細な記憶及び申立人が記憶している上司及び同僚の名前が当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、C株式会社に係る上記の被保険者名簿では、当該事業所は昭和26年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、それ以後の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、法務局に照会したが、C株式会社に係る法人登記簿は既に廃棄されており、事業主の所在が不明であるほか、上記被保険者名簿に記載されている元同僚のうち、所在が確認できる者に照会しても、当該元同僚は、当時、当該事業所に勤務していたことを覚えていない旨回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認するための資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が当時通学していたとするA県立B高等学校（現在は、A県立D高等学校）に照会したが、同校は、申立人が当該期間において在

籍していたことは確認できるものの、C株式会社に係る資料等はない旨回答しており、申立てに係る事実について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 12 月 1 日から 18 年 7 月 2 日まで

申立期間において、株式会社A（現在は、B株式会社）の「C丸」に乗船した。その後、昭和 18 年 9 月にD株式会社に入社し、同年 9 月 27 日に「E丸」への乗船命令が来て同船に乗船した。申立期間が船員保険の被保険者期間になっていないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社A所有のC丸に乗船していたと主張している。

しかしながら、株式会社Aの事業を継承しているB株式会社は、「株式会社Aから事業を引き継いだが、同社に係る人事関係等の資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人は、C丸乗船時の同僚3人の姓を記憶しているものの、その所在を確認することができないため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から船員保険料が控除されていたことを確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、株式会社Aが船員保険の適用船舶所有者となったのは、船員保険事業所記号番号簿により昭和 17 年 10 月 5 日であり、これは、同社の船員保険適用船舶であるF丸を買船した日とも一致することから、申立期間の一部において同社は船員保険適用船舶所有者ではなかったものと推認できる。

さらに、株式会社A所有のC丸に係る船員保険船舶台帳及び船員保険被保険者名簿は見当たらないことから、同船は港内を曳船として運航される

船舶として船員保険適用船舶ではなかったと考えられる上、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立期間が船員保険被保険者期間であることが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 21 日から 58 年 1 月 1 日まで  
私は、昭和 57 年 12 月 31 日付けでA株式会社B工場を退職し、58 年 1 月 1 日付けでC株式会社（現在は、D株式会社）に入社した。A株式会社B工場から 12 月分まで、1 月分からはC株式会社から給与が支給された。その間、仕事内容も給与等も変動は無く、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、A株式会社B工場又はC株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A株式会社B工場の経営母体であるA株式会社は、既に解散している上、当時の事業主は亡くなっているため、当時の元役員に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる供述は得られない。

また、C株式会社の事業を継承しているD株式会社は、「申立期間当時の関係資料等を保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、A株式会社B工場は昭和 57 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社B工場からC株式会社へ移籍した申立人

を含む9人全員の被保険者資格喪失日は同年11月21日と同日であることが確認できる上、C株式会社は58年1月1日に新規適用事業所となっており、上記の9人の被保険者資格取得日は同日であることが確認できる。

加えて、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、資格喪失日「57.11.21」と記載されている上、備考欄には、健康保険証を昭和57年11月に返納している記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。